証券コード　330A
2025年６月11日
（電子提供措置の開始日　2025年６月４日）

株　主　各　位

東京都新宿区神楽坂四丁目８番地
神　楽　坂　プ　ラ　ザ　ビ　ル
株式会社ＴａｌｅｎｔＸ
代表取締役社長　鈴　木　貴　史

第７期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第７期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。**

【当社ウェブサイト】
https://talentx.co.jp/ir

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TalentX」又は「コード」に当社証券コード「330A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年６月25日（水曜日）午後７時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　2025年６月26日（木曜日）14時（受付開始予定13時15分）

2．場　　所　東京都新宿区揚場町２番１号
軽子坂MNビル１階　インテリジェントロビー ルコ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第７期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案　資本金の額の減少の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、内需やインバウンド需要の回復により社会活動の正常化が進む一方で、世界的な政情不安や為替変動、継続的な物価上昇などにより、依然として先行きの見通しづらい状況が続きました。

HR業界においても、ジェネレーティブAIの台頭、ジョブ型雇用の浸透、賃上げやリスキリングの加速、多様な働き方の拡大など、人材戦略の在り方そのものが大きな転換点を迎えております。

こうした構造変化の中で、従来型の採用手法では優秀な人材の獲得が困難となり、「採用をマーケティングとして設計する」視点や、社員のつながりを活かしたリファラル採用、そして求職者体験（CX）を高めるブランディングの重要性が、企業の競争力を左右するテーマとなっています。

このような環境のなかで、当社は、前事業年度に引き続き「Myシリーズ」各プロダクトの収益が順調に推移するとともに、AIを活用した生産性向上及びプロダクト間のシナジー強化をテーマに、機能開発・サービス改善を推進いたしました。

特に、AIと自動化で日本企業の採用変革を加速する組織「AI X Lab.」を起点に、以下５つの機能をリリースしました。

MyTalent：AIホットフラグ機能／AI OCR機能／アプローチオートメーション機能

MyRefer ：社内広報オートメーション機能／リクルーターレコメンド機能

また、リファラル採用SaaS「MyRefer」と、採用MA「MyTalent」や採用CMS「MyBrand」との連携強化にも注力し、「採用はマーケティングになる。」という思想のもと、顧客の業務効率化と体験価値の最大化を実現しております。

以上の取り組みの結果、当事業年度における売上高は1,434,211千円（前事業年度比34.9％増）となり、営業利益は293,858千円（前事業年度比979.8％増）、経常利益は276,146千円（前事業年度比936.8％増）、当期純利益は366,717千円（前事業年度比1,260.2％増）となっております。

なお、当社は「採用マーケティング事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

事業別売上高

事業区分	第６期（2024年３月期）（前事業年度）		第７期（2025年３月期）（当事業年度）		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
採用マーケティング事業	1,062,787千円	100.0%	1,434,211千円	100.0%	371,424千円	34.9%
合計	1,062,787千円	100.0%	1,434,211千円	100.0%	371,424千円	34.9%

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,195千円で、その主な内容は、社員用のパソコンの購入であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2025年３月18日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2025年３月17日を払込期日とする一般募集による新株式50,000株の発行により、総額34,500千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第４期 (2022年３月期)	第５期 (2023年３月期)	第６期 (2024年３月期)	第７期 (当事業年度) (2025年３月期)
売　　上　　高 (千円)	448,509	727,159	1,062,787	1,434,211
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△306,438	△95,464	26,635	276,146
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△308,751	△93,744	26,960	366,717
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	△56.56	△17.17	4.94	67.16
総　　資　　産 (千円)	530,143	517,123	630,517	1,162,629
純　　資　　産 (千円)	127,416	33,671	60,632	461,850
１株当たり純資産 (円)	23.34	6.17	11.11	83.84

(注) １．当社は、2024年11月26日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。第４期（2022年3月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び1株当たり純資産を算出しております。
２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
３．１株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

①採用マーケティングプラットフォームの推進

リファラル採用ツール「MyRefer」、採用MAツール「MyTalent」、採用ブランディングツール「MyBrand」に加え、今後も新たなサービスを順次導入することで、「Myシリーズ」のサービスラインをさらに拡充してまいります。これにより、当社サービスのプラットフォーム化を一層強化し、既存顧客の深耕および新規顧客の獲得を推進してまいります。

②収益性の追求

人的支援領域、SaaS領域の双方の観点で事業間シナジーを生み出し、高い収益性を追求してまいります。成長事業に対しては積極的に開発投資を実施しながらも、全社的な開発コスト全体の適正化を図ってまいります。

③優秀な人材の確保・育成

当社事業を成長させていくため、優秀な人材の確保・育成は不可欠であると認識しております。また、人員拡大とともに組織化を進め、教育制度も拡充し、従業員の成長をサポートしてまいります。

④情報管理体制の継続的な強化

当社の運営する事業において、顧客情報や個人情報を取り扱っており、これらの情報管理体制を強化することが重要であると考えております。そのため、個人情報に関する社内規定の厳格な運用、定期的な社内教育の実施やセキュリティシステムの構築を行っております。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、引き続き、情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けていくことができる強固な組織基盤の確立に向け、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の更なる強化を図ってまいります。

⑥財務上の課題

当社は金融機関から借入を行ってはおりますが、営業活動による安定的なキャッシュ・フローを源泉として健全な財務基盤を築いているため、現時点において優先的に対処すべき財務上の課題はありません。しかしながら、今後当社の成長の一つの選択肢としてM＆Aを実施した場合、一時的に有利子負債が増加する可能性があるため、営業活動による安定したキャッシュ・フローの確保に加え、金融機関との一層の関係強化や資金調達の多様性により、財務体質の更なる強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

事　業　区　分	事　　業　　内　　容
採用マーケティング事業	採用DXプラットフォーム「Myシリーズ」の提供を通じて、企業の人材獲得活動を効率化・高度化するSaaSソリューションを開発・展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年３月31日現在）

本　　社	東京都新宿区神楽坂四丁目８番地　神楽坂プラザビル

(7) 使用人の状況（2025年３月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109　（1）名	14名増　（1名増）	32.5歳	1年10ヶ月

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社日本政策金融公庫	4,944千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年３月18日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

2．株式の状況（2025年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　21,834,000株

(2) 発行済株式の総数　5,508,500株

(3) 株主数　2,504名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
鈴木貴史	2,244千株	40.74%
パーソルデジタルベンチャーズ株式会社	268	4.88
細田亮佑	250	4.53
ＡＴ-Ⅱ投資事業有限責任組合	221	4.02
株式会社ＳＢＩ証券	217	3.94
山名清	200	3.64
MSIP CLIENT SECURITIES	175	3.18
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRDAC ISG (FE－AC)	163	2.97
楽天証券株式会社	125	2.26
ＨＡＫＵＨＯＤＯ ＤＹ ＦＵＴＵＲＥ ＤＥＳＩＧＮ ＦＵＮＤ投資事業有限責任組合	115	2.09

（注）　上記の当社代表取締役社長鈴木貴史氏の持株数は、同役員の資産管理会社である株式会社Suzuki Innovation Fundが保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

2024年11月26日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行いました。

2025年４月16日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は255,700株増加しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第６回新株予約権
発行決議日		2024年６月28日
新株予約権の数		37個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,100株 (新株予約権１個につき 300株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 135,000円 (１株当たり 450円)
権利行使期間		2026年７月９日から 2034年６月28日まで
行使の条件		(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
	社外取締役	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 3,900株 保有者数 １名
	監査役	新株予約権の数 24個 目的となる株式数 7,200株 保有者数 ２名

(注) 1.新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場された場合次の(i)乃至(ⅳ)の区分に従い、本新株予約権を行使することができる。

(i)当該上場日から起算して１年間は、本新株予約権を行使することができない。

(ⅱ)当該上場日の１年後の応当日から起算して１年間は、割当てを受けた本新株予約権の累計25%に相当する数の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。

(ⅲ)当該上場日の２年後の応当日から起算して１年間は、割当てを受けた本新株予約権の累計50％に相当する数の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。

(ⅳ)当該上場日の３年後の応当日から起算して１年間は、割当てを受けた本新株予約権の累計75％に相当する数の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。

(ⅴ)当該上場日の４年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権の全てを行使することができる。

③　新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

④　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第６回新株予約権
発行決議日		2024年６月28日
新株予約権の数		142個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　42,600株 (新株予約権１個につき　300株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　135,000円 (１株当たり　450円)
権利行使期間		2026年７月９日から 2034年６月28日まで
行使の条件		(注) 1
使用人等への交付状況	使用人	新株予約権の数　142個 目的となる株式数　42,600株 保有者数　22名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　- 個 目的となる株式数　- 株 保有者数　- 名

（注）１.新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場された場合次の（i)乃至(ⅳ)の区分に従い、本新株予約権を行使することができる。

(i)当該上場日から起算して１年間は、本新株予約権を行使することができない。

(ⅱ)当該上場日の１年後の応当日から起算して１年間は、割当てを受けた本新株予約権の累計25％に相当する数の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。

(ⅲ)当該上場日の２年後の応当日から起算して１年間は、割当てを受けた本新株予約権の累計50％に相当する数の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。

(ⅳ)当該上場日の３年後の応当日から起算して１年間は、割当てを受けた本新株予約権の累計75％に相当する数の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。

(ⅴ)当該上場日の４年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権の全てを行使することができる。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木貴史	
取締役	細田亮佑	タレントアクイジション本部統括
社外取締役	北川貞光	株式会社U-NEXT HOLDINGS　執行役員 株式会社USEN WORKING　取締役 株式会社USEN WORK WELL　取締役
常勤監査役	工藤郁哉	日本経済大学大学院非常勤講師
監査役	小久保崇	弁護士法人小久保法律事務所　代表社員 株式会社アズーム　社外取締役 ナイス株式会社　社外取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社　社外監査役 株式会社FOLIOホールディングス　社外監査役 KANAMEL株式会社　社外取締役（監査等委員）
監査役	田中博文	監査法人銀河社員

（注）１．取締役北川貞光氏は、社外取締役であります。
２．監査役工藤郁哉氏、小久保崇氏及び監査役田中博文氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役工藤郁哉氏は、上場・非上場会社の取締役CFOを経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
社外監査役小久保崇氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する非常に高度な知識、並びに弁護士としての幅広い実務経験を有しております。
社外監査役田中博文氏は、公認会計士の資格を有しており、会計に関する非常に高度な知識、並びに公認会計士としての幅広い実務経験を有しております。
４．2024年11月25日開催の臨時株主総会において、鈴木貴史氏、細田亮佑氏及び北川貞光氏が取締役に、工藤郁哉氏、小久保崇氏及び田中博文氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
５．当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
立岡恵介	2024年９月30日	退任	グローバル・ブレイン株式会社 General Partner
堤達生	2024年11月30日	退任	STRIVE株式会社代表取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

また、2024年９月30日をもって社外取締役を退任いたしました堤達生氏及び2024年11月30日をもって社外取締役を退任いたしました立岡恵介氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。

また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬限度額については、2024年６月28日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（うち、社外取締役分は30百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、加えてストック・オプションに関する報酬等を年額50百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）と決議されております。

監査役の報酬限度額については、2024年11月25日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内。加えて、ストック・オプションに関する報酬等を年額30百万円以内と決議されております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬限度額に基づき、業績に対する権限と責任の範囲を勘案し、2024年６月28日及び2024年11月25日開催の取締役会において個別にその額を決議しております。監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役の報酬限度額に基づき、監査役会にて個別にその額を決議しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会において委任された代表取締役社長鈴木貴史であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。当該決定にあたっては、１名以上の社外役員が参加する役員報酬検討会を開催し、株主総会にて選任された取締役の個別報酬額の検討を行っております。具体的には、公開されている役員報酬サーベイ情報による市況感を参考にするほか、基礎報酬に加え、管掌部門の範囲・難易度・影響度等の現状貢献、事業部門責任者経験年数等の経年貢献、代表権及び役職役位等の要素を勘案し決定しております。

当社の監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役間の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	29百万円 （3）	29百万円 （3）	－	－	5名 （3）
監査役 （うち社外監査役）	12 (12)	12 (12)	－	－	3 （3）
合計 （うち社外役員）	41 (15)	41 (15)	－	－	8 （6）

（注）1．取締役の報酬限度額は、2024年６月28日開催の第６回定時株主総会において年額200百万円以内と決議されており、決議時点の取締役５名です。

2．監査役の報酬限度額は、2024年11月25日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、決議時点の監査役３名です。

3．上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、退任した取締役２名を含めているためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役 北川貞光氏は、株式会社U-NEXT HOLDINGS執行役員、株式会社USEN WORKING取締役及び株式会社USEN WORK WELL取締役であります。同氏は当社の新株予約権を13個（新株予約権の目的となる株式の数3,900株）保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

・社外監査役 工藤郁哉氏は、日本経済大学大学院非常勤講師であります。同氏は当社の新株予約権を12個（新株予約権の目的となる株式の数3,600株）保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

・社外監査役 小久保崇氏は、弁護士法人小久保法律事務所 代表社員、株式会社アズーム社外取締役、ナイス株式会社社外取締役、オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役、株式会社FOLIOホールディングス社外監査役及びKANAMEL株式会社社外取締役（監査等委員）であります。同氏は当社の新株予約権を12個（新株予約権の目的となる株式の数3,600株）保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

・社外監査役 田中博文氏は監査法人銀河社員であります。なお、当社と同氏との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

・2024年９月30日付で退任いたしました社外取締役立岡恵介氏は、グローバル・ブレイン株式会社General Partnerでありました。当社と兼職先との間には人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

・2024年11月30日付で退任いたしました社外取締役堤達生氏は、STRIVE株式会社代表取締役でありました。当社と兼職先との間には人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 北川貞光	当事業年度に開催された取締役会(全21回)にすべて出席しております。 HR業界およびエンターテインメント業界における長年の経営および実務の経験、新規事業開発に関する豊富な知見を活かし、経営陣から独立した客観的かつ中立的な立場から、当社の経営全般に対する監督機能を適切に果たしております。
社外監査役 工藤郁哉	当事業年度に開催された取締役会(全21回)および監査役会(全19回)にすべて出席しております。 上場・非上場会社における取締役CFOとしての豊富な経験を有しており、企業経営に関する幅広い知見および経理・財務分野での実績に基づき、当社の意思決定に対して的確な助言および提言を行っております。
社外監査役 小久保崇	当事業年度に開催された取締役会(全21回)および監査役会(全19回)にすべて出席しております。 弁護士の資格を有し、法律に関する高度な専門知識および幅広い実務経験を活かして、取締役の職務執行に対する監査を適切に行うとともに、当社の経営に対して有益な意見を述べております。
社外監査役 田中博文	当事業年度に開催された取締役会(全21回)および監査役会(全19回)にすべて出席しております。 公認会計士の資格を有し、会計分野における高度な専門知識および幅広い実務経験を活かして、取締役の職務執行に対する監査を適切に行うとともに、当社の経営に対して有益な意見を述べております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,595千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,995千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで）

③処分理由

・他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会で次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書取扱いに係る規定に基づき作成・保存することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生の未然防止に努めるため、委員会のひとつとして「リスク・コンプライアンス委員会」を設けて全社リスクマネジメントを推進するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び関係諸法令に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うこととしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行うこととしております。代表取締役社長は、取締役会規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うこととしております。

⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員がとるべき行動規範を示した「企業規範」を制定し、従業員が法令・定款等を遵守することを徹底しております。

⑥　会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社は関係会社を有しておりませんが、今後、該当した場合は、企業集団における業務の適正を確保するべく関係会社の管理に係る規程を制定し、それに基づく体制としております。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができるものとしております。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び以下の必要な情報提供を行うこととしております。

・重要な社内会議で決議された事項
・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
・毎月の経営状況として重要な事項
・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
・重大な法令・定款違反・重要な会計方針、会計基準及びその変更

⑩　監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき、当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益取扱いを禁止いたします。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、速やかに処理いたします。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行っております。

また、監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる体制となっております。当社には専任の内部監査部門は設置しておりませんが、監査役は関係部署との連携を図り、内部統制に関する状況や業務執行に関する情報を適宜入手しております。加えて、監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる体制としております。

⑬　反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については謝絶することを基本方針とし、これを社内規程において明文化しております。また、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には速やかに取引を解消いたします。経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積を行うこととしております。また、役員及び従業員が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方針を整備し周知を図ります。反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し有事の際の協力体制を構築することといたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会を21回開催し、各取締役は、法令又は定款に定められた事項や経営上重要な事項について審議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役、監査役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督・監査機能の発揮を図っております。

② 監査役会を19回開催し、各監査役は、監査方針及び監査計画に基づき取締役の業務の適正性について監査を行っております。また、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会への出席、会計監査人・代表取締役社長・内部監査部門と定期的に会合を行い、情報交換を行っております。

③ リスク・コンプライアンス委員会を年４回（四半期毎）開催し、法令や条例改正に合わせた社内規程の見直しの検討を行ったほか、情報セキュリティや個人情報保護等に関する情報共有、他社リスク事例の共有・検討や社内コンプライアンス推進活動計画の審議決定等を行っております。

④ 内部監査部門は、年度計画に基づいて全部門を対象に内部監査を実施し、内部統制の運用状況について監査いたしました。監査結果は代表取締役社長及び監査役に報告しております。また、監査法人及び監査役と意見交換や監査状況の報告をする等、三様監査を実施しております。

⑤ 社員に対するコンプライアンス、インサイダー取引防止に関する研修のほか、内部通報制度の周知などを定期的に実施しております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けております。現在、当社は成長段階にあり、収益基盤の強化や新規投資への充当を通じて事業拡大を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このため、会社設立以来、配当は実施しておりません。将来的には、その時点における経営成績、財政状態およびキャッシュ・フローの状況を勘案し、安定した配当を継続的に実施できる体制を整えた上で、利益還元策を検討していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**993,983**	**流動負債**	**652,807**
現金及び預金	901,710	買掛金	7,266
売掛金	38,375	１年内返済予定の長期借入金	2,472
前渡金	13,512	未払金	129,645
前払費用	39,683	未払費用	28,652
その他	701	未払法人税等	200
固定資産	**168,646**	未払消費税等	45,078
有形固定資産	**35,709**	契約負債	13,045
建物附属設備	80,168	前受金	425,643
工具、器具及び備品	37,401	預り金	803
減価償却累計額	△81,860	**固定負債**	**47,972**
無形固定資産	**1,362**	長期借入金	2,472
商標権	1,362	資産除去債務	45,500
投資その他の資産	**131,573**	**負債合計**	**700,779**
出資金	10	(純資産の部)	
繰延税金資産	90,771	**株主資本**	**461,850**
敷金保証金	40,792	**資本金**	**77,250**
		資本剰余金	**17,882**
		資本準備金	17,882
		利益剰余金	**366,717**
		その他利益剰余金	366,717
		繰越利益剰余金	366,717
		純資産合計	**461,850**
資産合計	**1,162,629**	**負債純資産合計**	**1,162,629**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,434,211**
売上原価		**237,966**
売上総利益		**1,196,245**
販売費及び一般管理費		**902,386**
営業利益		**293,858**
営業外収益		
受取利息	436	
その他	1,142	1,579
営業外費用		
支払利息	380	
上場関連費用	18,519	
その他	391	19,291
経常利益		**276,146**
税引前当期純利益		**276,146**
法人税、住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	△90,771	△90,571
当期純利益		**366,717**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	767,504	－	767,504	△806,871	△806,871	60,632	60,632
当期変動額								
新株の発行	17,250	17,250	－	17,250	－	－	34,500	34,500
減資	△40,000	△766,871	806,871	40,000	－	－	－	－
欠損填補	－	－	△806,871	△806,871	806,871	806,871	－	－
当期純利益	－	－	－	－	366,717	366,717	366,717	366,717
当期変動額合計	△22,750	△749,621	－	△749,621	1,173,589	1,173,589	401,217	401,217
当期末残高	77,250	17,882	－	17,882	366,717	366,717	461,850	461,850

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2018年５月28日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　10年～15年

工具、器具及び備品　　４年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

商標権　　10年

(3) 収益及び費用の計上基準

プラットフォーム提供サービスに係る収益は、主にアプリケーションソフトウェアへのアクセス権であり、顧客との利用契約に基づいてプラットフォーム上のサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間において収益を認識しております。

コンサルティングサービスに係る収益は、主にプラットフォーム提供サービスに付随したコンサルティングであり、コンサルティングサービスを提供する履行義務を負っております。当該コンサルティング契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

（繰延税金資産の回収可能性）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において繰延税金資産90,771千円を計上しております。

（2）識別した項目に係わる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める企業の分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、当事業年度末における将来減算一時差異及び繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲で計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得見積りは、事業計画を基礎として見積もっておりますが、当該事業計画に含まれる主要な仮定として、営業人員数、営業人員の生産性及び顧客の解約率等を基礎とした売上高の成長性を織り込んでおります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	81,860千円

6．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　5,508,500株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　－株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　97,500株

8．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金調達を行っております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 敷金保証金	40,792	40,792	－
資産計	40,792	40,792	－
② 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む)	4,944	4,848	△95
負債計	4,944	4,848	△95

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	38,375	－	－	－
合計	38,375	－	－	－

（注） 2．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,472	2,472	－	－	－	－
合計	2,472	2,472	－	－	－	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品以外の金融商品

区　　分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
長　期　借　入　金	－	4,848	－	4,848
負　　債　　計	－	4,848	－	4,848

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金保証金　償還予定が明確に確認できないため、上表に含めておりません。

長期借入金　長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

9．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	117,431千円
繰越欠損金	24,504千円
未払賞与	22,815千円
資産除去債務	16,120千円
その他	4,997千円
繰延税金資産小計	185,869千円
評価性引当額	△93,786千円
繰延税金資産合計	92,082千円
繰延税金負債	
その他	△1,311千円
繰延税金負債合計	△1,311千円
繰延税金資産の純額	90,771千円

10．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は「採用マーケティング事業」の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を収益認識時点別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自2024年４月 １日 至2025年３月31日)
ストック売上	1,353,355
フロー売上	80,856
顧客との契約から生じる収益	1,434,211
その他の収益	－
外部顧客への売上高	1,434,211

(注) 1．ストック売上は、「Myシリーズ」提供等、サービスを継続的に提供することにより生じるものであります。

2．フロー売上は、「Myシリーズ」提供等に付随した成果報酬により生じるものであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格、履行義務への配分額の算定方法については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記１．（３）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）
契約負債（期首残高）	337,481
契約負債（期末残高）	438,688

(注) 契約負債は、顧客企業がリファラル等を行った社員に対して付与するオンラインで利用できる電子ギフトサービスの将来の履行義務に係る対価を顧客から受け取った前受金及びライセンス契約における役務収益であります。履行義務が充足された時点で契約負債は収益へと振替えられます。また、それと同時に当社は、電子ギフトサービスを提供する企業に対しての費用が同額生じます。これらの収益と費用は相殺しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　83円84銭

(2) １株当たり当期純利益　67円16銭

（注）当社は2024年11月７日開催の取締役会決議により、2024年11月26日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株の発行）

当社は、2025年３月18日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2025年２月10日及び2025年２月26日開催の取締役会においてみずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行について決議し、2025年４月16日に払込が完了いたしました。

（1）募集方法	第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
（2）発行する株式の種類及び数	普通株式　255,700株
（3）割当価格	１株につき　690円
（4）割当価格の総額	176,433千円
（5）資本組入額	１株につき　345円
（6）資本組入額の総額	88,216千円
（7）払込期日	2025年４月16日
（8）割当先	みずほ証券株式会社
（9）資金の使途	運転資金として、人材採用費並びにシステム開発関連費に充当する予定であります。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

株式会社TalentX
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　原　鉄　也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堤　　康

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社TalentXの2024年４月１日から2025年３月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社TalentX　監査役会

常勤監査役　工藤　郁哉　㊞

監査役　小久保　崇　㊞

監査役　田中　博文　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　資本金の額の減少の件

1．資本金の額の減少の理由　今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたく存じます。なお、本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

資本金の額の減少の内容は以下のとおりです。

2．資本金の額の減少の内容

（1）減少する資本金の額

資本金の額165,466,500円のうち65,466,500円を減少して100,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

（2）資本金の額の減少の方法

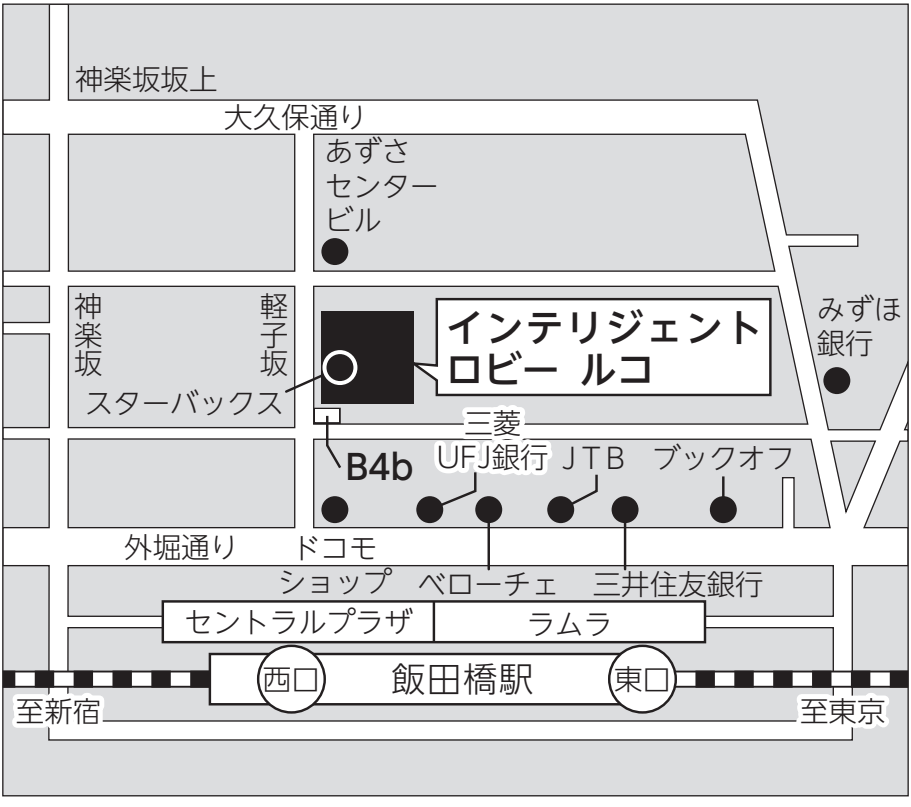
払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額65,466,500円の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

（3）資本金の額の減少が効力を生ずる日　　2025年９月１日（予定）

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区揚場町２番１号
軽子坂MNビル１階　インテリジェントロビー ルコ



交通　ＪＲ飯田橋駅　　西口より　　徒歩約５分
地下鉄飯田橋駅　　Ｂ4b出口より　　徒歩約１分